

## 議案第 5 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 元 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律  
第 2 9 号）の施行に伴い、令和 2 年度から始まる会計年度任用職員制度  
について、町関係条例の一部改正等を行うため提案するものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

第1条 おいらせ町職員定数条例(平成18年おいらせ町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「法第22条第5項」を「法第22条の3第4項」に改める。

第2条 おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年おいらせ町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体」に改め、「採用された職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

第3条 おいらせ町職員の分限に関する条例(平成18年おいらせ町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

6 法第22条第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項から第4項までの規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「定める。ただし、公務上の負傷又は疾病による休職の期間は、その療養に必要な期間とする。」とあるのは「定める。」とし、第2項中「前項本文」とあるのは「前項」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とし、第3項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは「当該刑事事件が裁判所に係属する間で、法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とし、第4項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条

の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第 4 条 おいらせ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条中「給料」の次に「(法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬)」を加える。

第 5 条 おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「臨時的に任用される職員及び非常勤職員」を「非常勤の職員」に、「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」に改め、「、休暇等」及び「、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 臨時の職員及び非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の休暇については、その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。

第 6 条 おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「育児休業法第 6 条第 1 項」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「地方公務員法」という。）第 2 6 条の 6 第 7 項又は育児休業法第 6 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「している職員」の次に「(地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「(地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 1 9 条第 2 号中「(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)」を削る。

第7条 おいらせ町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第1条、第2条関係）

区分	報酬額
選挙長	日額 10,800 円
投票管理者	日額 12,800 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円
開票管理者	日額 10,800 円
投票立会人	日額 10,900 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円
開票立会人	日額 8,900 円
選挙立会人	日額 8,900 円
消防団長	年額 51,000 円
消防団副団長	年額 36,000 円
消防団分団長	年額 22,500 円
消防団本団付分団長	年額 22,500 円
消防団団付部長	年額 20,500 円
消防団副分団長	年額 20,500 円
消防団部長	年額 18,500 円
消防団班長	年額 14,500 円
消防団員	年額 13,500 円
農地利用最適化推進委員	月額 9,700 円に、農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日 1 日につき 6,000 円以内で町長が定める額を加算した額及び農地利用の最適化に向けた活動に

		勤務した日数に応じ予算の範囲内において町長が定める額を加算した額
学校医及び学校歯科医		1校につき年額 60,000 円 児童生徒数割加算額 ～100人 20,000 円 101～200人 30,000 円 201～300人 40,000 円 301～400人 50,000 円 401～500人 60,000 円 501～ 70,000 円
学校薬剤師		1校につき年額 50,000 円
社会教育委員		日額 5,300 円
スポーツ推進委員		日額 5,300 円
附属機関の委員	医師、弁護士、大学教授等その他これらに準ずる者	日額 20,000 円以内
	上記以外の委員	日額 5,300 円

第 8 条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 31 条」の次に「、第 31 条の 2 及び第 31 条の 3」を加える。

第 31 条を次のように改める。

（臨時の職員の給与）

第 31 条 臨時の職員の受ける給与の種類は、他の常勤の職員の例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

第31条の次に次の2条を加える。

(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)

第31条の2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)

第31条の3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

第32条に次の1項を加える。

9 前項までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が休職にされたときの給与については、任命権者が別に定める。

別表第1備考中「第31条」の次に「、第31条の2及び第31条の3」を加える。

第9条 おいらせ町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年おいらせ町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(臨時の技能職員の給与の種類及び基準)

第4条 臨時の技能職員の給与の種類は、他の常勤の技能職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。

第4条の次に次の2条を加える。

(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)

第5条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能職員の受ける給与の種類は、給料、地域手当、通

勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の技能職員との権衡、その職務の特殊性を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。

(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)

第6条 地方公務員法第22条の2第1項1号に掲げる職員として任用される技能職員の受ける給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で町長が定める。

第10条 おいらせ町職員に関する旅費支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例

第1条中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加える。

第3条第3項中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「地方公務員法」という。」を加える。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 費用弁償

(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の費用弁償)

第38条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に支給する費用弁償の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡を考慮して任命権者が定める。

第11条 おいらせ町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例（平成24年おいらせ町条例第4号）は廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。